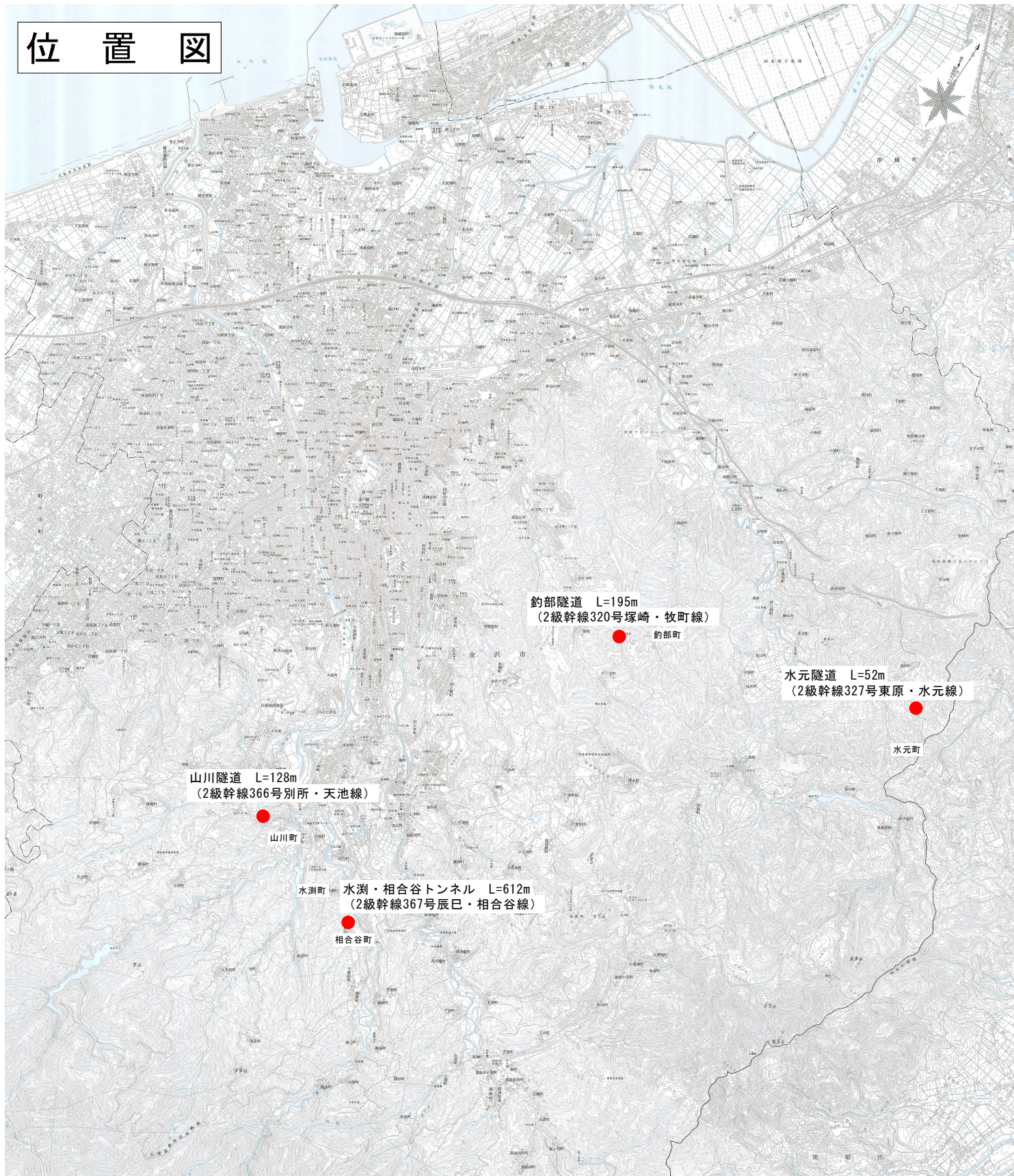


# 位置図



トンネル定期点検業務委託 設計項目

費目	名称	細別	単位	数量	備考
直接人件費					
	トンネル定期点検	釣部隧道 NATM工法・150m以上200m未満	m	195	
	トンネル定期点検	水元隧道 在来工法・100m未満	m	52	
	トンネル定期点検	山川隧道 NATM工法・100m以上150m未満	m	128	
	トンネル定期点検	水淵・相合谷トンネル NATM工法・500m以上700m未満	m	612	
	報告書作成		業務	1	
	打合せ協議		業務	1	業務着手時・中間打合せ ・成果品納入時
直接経費					
	旅費交通費		式	1	
	電子成果品作成費		式	1	
	高所作業車		台・日	6	
	交通規制資材		式	1	

## 令和8年度 トンネル定期点検業務委託 特記仕様書

### **管理技術者・診断員（調査技術者）・担当技術者の要件について**

管理技術者、診断員（調査技術者）、変状等の記録を行う担当技術者は、別紙「R8 資格要件表」に「●印」にて示す資格のいずれかを保有している者でなければならない。

なお、管理技術者と変状等の記録を行う担当技術者の兼務は認めない。また、診断員と変状等の記録を行う担当技術者の兼務は認めない。

### **点検業務の内容**

「石川県トンネル点検要領（令和2年3月）」（以下、「要領」とする）に基づき、トンネル本体工と、附属物等の取付状態について点検を行うものである。

点検の手順は以下を基本とする。

#### **（1）計画・準備**

業務計画書及び、詳細なトンネル毎の点検計画となる実施計画書の作成及び点検に必要な関係期間との協議用資料の作成を行う。計画書の作成にあたっては、既存の点検調書や業務委託報告書の記録（電子媒体オリジナルデータ）を活用して実施するものとする。

点検計画作成においてトンネル毎に、必ず「新技術採否の検討」の項目を設け、「点検支援技術(案)性能カタログ(国土交通省)」に掲載されている技術やその他近接目点検を充実・補完・代替する技術などの活用の検討を実施すること。

#### **（2）現地踏査**

定期点検に先立って現地踏査を行い、交通状況、交通規制の要否などについて現地の概況を調査して記録する。現地踏査にあたっては、既存の点検調書等の情報を活用して実施する。

#### **（3）既存資料の整理**

既存の点検調書や関係機関協議資料、変状図のCADデータなどを点検業務委託報告書から収集し整理する。

#### **（4）状態の把握**

- ・状態の把握は、トンネル本体工の変状、附属物等の取付状態の異常について近接目視（肉眼により部材の変状等の状態を把握し評価が行える距離まで近接して目視を行うこと）により行うことを基本とする。

- ・現地では、既存の点検調書の記録などを活用して作業を行う。
- ・安全対策として、道路利用者や第三者、点検に従事する者に対して適切な安全対策を実施して行う。
- ・足元条件は、高所作業車（トラック架装リフト（規格：作業床高 10m 未満、幅広デッキ、ブーム型、ローラージャッキ仕様））を標準とする。
- ・要領に記載されている「応急措置」については下記の通りとする。

応急措置の対象となる変状として、

- ・浮き、はく離（たたき落とし）
- ・附属物の落下の恐れがある場合（増締め・仮固定等）

としている。

応急措置について、定期点検時点での対応は点検で携行する機器により対応可能な変状のみを対象とする。

その他、以下の点に留意する。

- ・浮き、はく離が確認された際のたたき落としは、可能な範囲で実施する。
- ・応急措置により発生した廃棄物の処理方法については調査職員と協議することとする。

#### （５）対策区分の判定及び健全性の診断

状態の把握に基づき、変状の状況から、変状毎に対策区分の判定を行う。

また、変状等の健全性の診断とトンネル毎の健全性の診断を行う。

#### （６）点検調書作成

点検結果を記録する様式は以下のとおり。調書作成には、既存の点検調書のほか変状図を作成したCADデータなどを活用して実施する。

- ・様式 2-1a トンネル対策区分集約表
- ・様式 2-1b トンネル変状箇所数集約表
- ・様式 2-2 トンネルスパン毎対策区分集計表
- ・様式 2-3 トンネル内附属物異常箇所集計表
- ・様式 2-4 トンネル覆工展開図
- ・様式 2-5 変状写真位置図
- ・様式 2-6 写真台帳（本体工）
- ・様式 2-7 写真台帳（附属物）
- ・様式 2-8 附属施設対策区分評価シート
- ・様式 2-9a 附属施設状況写真（照明施設）

- ・様式 2-9b 附属施設状況写真（非常用施設）
- ・様式 2-10 簡易チェックシート

#### （7）打合せ等

本業務の打合せは、業務着手時、中間打合せ、成果品納入時の計3回および、その他必要な場合、あるいは調査職員が求める場合に適時実施するものとし、業務着手時及び成果品納入時は管理技術者が同席するものとする。なお、受注者は打合せ内容について議事録を作成し、発注者に報告し承認を得なければならない。

# R8資格要件表(トンネル)

特記仕様書

資格		対象施設	トンネル		
			担当技術者	診断員	管理技術者
技術士	総合技術監理部門(選択科目 鋼構造及びコンクリート)		●		
	総合技術監理部門(選択科目 トンネル)		●	●	●
	総合技術監理部門(選択科目 道路)		●		
	総合技術監理部門(選択科目 その他の建設部門)		●		
	建設部門(選択科目 鋼構造及びコンクリート)		●		
	建設部門(選択科目 トンネル)		●	●	●
	建設部門(選択科目 道路)		●		
	建設部門(選択科目 その他)		●		
RCCM	鋼構造及びコンクリート	建設コンサルタンツ協会	●		
	トンネル		●	●	●
	道路		●		
	その他		●		
コンクリート診断士		公益社団法人日本コンクリート工学会	●	●	
コンクリート構造診断士		公益社団法人プレストレストコンクリート工学会	●	●	
上級土木技術者	(トンネル・地下)コースB	公益社団法人土木学会	●	●	●
1級土木技術者	(トンネル・地下)コースB	公益社団法人土木学会	●		
社会基盤メンテナンスエキスパート		国立大学法人東海国立大学機構	●	●	
特定道守コース		国立大学法人長崎大学	●		
道守コース			●		
道守補コース			●		
特定道守(トンネル)				●	
道守(トンネル)				●	
四国社会基盤メンテナンスエキスパート		国立大学法人愛媛大学	●	●	
社会基盤メンテナンスエキスパート山口		国立大学法人山口大学	●	●	
主任点検診断士		一般財団法人 阪神高速道路技術センター	●	●	
点検診断士			●	●	
都市道路構造物点検技術者		一般財団法人 首都高速道路技術センター	●	●	
高速道路点検士(土木)		公益財団法人高速道路調査会	●		
高速道路点検診断士(土木)			●	●	
土木設計技士		職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会	●		
インフラ調査士	トンネル	一般社団法人 日本非破壊検査工業会	●		
ふくしまME	基礎	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●		
	防災		●	●	

※担当技術者は、変状等の記録を行う者の資格要件を示す。

## 金沢市業務委託特記仕様書（共通編）

### 1 業務カルテ作成・登録

受注者は、契約時または完成時において、受託金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督員に「通知書（登録のための確認のお願い）」の承諾を受けたうえ、受注時は契約後、土日祝日等除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土日祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

### 2 技術者の選任

受注者は、担当技術者、管理技術者及び照査技術者（設計、軟弱地盤解析及び弾性波探査業務等）を選任するにあたり、資格及び経歴の提示を求めている業務については、資格及び経歴書を別途作成のうえ監督員に提出すること。

### 3 詳細設計照査要領に基づく照査審査表の提出（設計）

国土交通省制定「詳細設計照査要領」「土木工事設計図書の照査ガイドライン（北陸地整R2.4）」に基づくものとし、下記に留意し設計計算書と分冊し、提出するものとする。

- （1）諸基準等との関連する具体の照査内容は、発注者に報告するものとする。
- （2）照査項目の中に複数の確認項目がある（例えば関係機関が複数ある）場合は、必ず備考欄または別紙を用いて確認済み事項がわかるようにする。

### 4 ウィークリースタンス等の推進

本業務は、建設業の働き方改革を推進するため、受発注者協力のもとウィークリースタンス等に取り組むこととする。なお、業務着手前に受発注者間で下記事項について協議のうえ実施し、就業環境の改善に努めること。

#### <発注者の取組>

- ・受注者からの質問や協議に対する回答については、基本的に「その日のうち」に回答すること。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に行うこと。
- ・「月曜日の朝一番」及び「各コンサルタント会社のノー残業デー翌日の朝一番」を期限とした作業を指示しないこと。
- ・「金曜日の業務依頼」や「昼休み・定時間際・定時後の業務依頼や打合せ」は控えること。

#### <受注者の取組>

- ・業務着手前に工程管理方法について綿密に検討のうえ、作業間の関連や業務の進捗状況等を常に把握すること。
- ・業務実施中において問題が発生した場合は、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに監督員と書面で協議すること。

### 5 建設副産物対策の検討（設計）

設計にあたっては、建設副産物の発生の抑制・再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとし、建設副産物の検討成果として、「建設リサイクルガイドライン」（国土交通省）で定める別添1、別添2のリサイクル計画書を作成すること。「建設リサイクルガイドライン」は下記を参照すること。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/dllpdf/recyclehou/recycle\\_rule/gaido.pdf](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/dllpdf/recyclehou/recycle_rule/gaido.pdf)

### 6 金沢産材利用の検討（設計）

設計にあたっては、「金沢市内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針」に則った設計を行うものとし、金沢産材の利用に努めること。

## 7 国際単位系単位の標記

業務委託の成果品（設計図等）の表示については、国際単位系（S I）によるものとする。

## 8 設計業務における生産性向上の検討（設計）

生産性向上に関する提案がある場合、技術者の着眼点・留意点等（当該設計時に生産性向上の観点から一層の検討を行う事項）について、後設計を実施する技術者に適切に情報を引き継ぐため、提案書を作成すること。

また、前設計で提案書が作成されていた場合、適切に提案内容を検討すること。

※参考：「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」（国土交通省）

[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000062.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000062.html)

### （1）概略設計時

当該業務で、最適案として選定された1ケースについて、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、予備設計時に検討すべき生産性向上提案を行い、下記、生産性向上提案書を作成し提出するものとする。

生産性向上提案書

概略設計の内容	予備設計時に検討すべき生産性向上提案及び効果	関連する検討事項及び問題点

### （2）予備設計時

当該業務で、最適案として選定された1ケースについて、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について検討し、また、先行する概略設計において、生産性向上提案書がある場合はその主旨を十分掌握し、可能性の可否について検討し、詳細設計時に検討すべき生産性向上提案を行い、下記、生産性向上提案書を作成し提出するものとする。

生産性向上提案書

予備設計の内容	概略設計時に検討した生産性向上提案及び効果 (概略設計がある場合記入)	詳細設計時に検討すべき生産性向上提案及び効果	関連する検討事項及び問題点

### （3）詳細設計時

当該業務で、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について検討し、また、先行する予備設計において、生産性向上提案書がある場合はその主旨を十分掌握し、可能性の可否について検討し、検討すべき生産性向上に関する提案を行う。

## 9 ボーリングデータの検定

ボーリング調査において、以下のボーリングデータを作成した場合は、国土情報センターへ検定を依頼し、発行された検定証明書を監督員に提示して、検定済みであることを報告すること。

- ① ボーリング柱状図（XML形式）／② 土質試験結果一覧表（XML形式）

## 10 電子納品

本業務委託は、電子納品対象業務委託であり、調査、測量、設計などの各業務の最終成果を電子データで納品するものである。ここでいう電子データとは、別表1に示す各種電子納品要領等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

（1）電子納品は以下のとおり実施すること。

- ・別表2に示す資料をCD-RまたはDVD-R等で1部納品する。
- ・電子媒体内容と同様なものを印刷製本した紙ベースの成果1部を納品する。
- ・各種電子納品要領等に定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

- (2) 業務着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うこと。
- (3) 発注者が行う電子納品に関する調査について協力すること。
- (4) 成果品の納品に際し、以下の事項に確認すること。
- 電子納品チェックシステムを使用し、エラーがないことを確認する。なお、電子納品チェックシステムは、下記より入手し最新バージョンを使用する。  
【土木：電子納品チェックシステム】  
[http://www.cals-ed.go.jp/edc\\_download/](http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/)
  - 最新のウイルス対策ソフトで、提出物にウイルスが混入していないことを確認する。
- (5) 電子媒体の内容の原本性を証明するために電子媒体納品書に署名捺印の上、電子媒体と共に提出すること。

(別表1)

名	称	摘 要	
金沢市電子納品の手引き（案）	[業務委託編]	令和8年4月	金 沢 市
石川県電子納品ガイドライン		令和4年4月	石 川 県
土木設計業務等の電子納品要領		令和6年3月	国土交通省
土木設計業務等の電子納品要領	[電気通信設備編]	令和6年3月	
土木設計業務等の電子納品要領	[機械設備工事編]	令和6年3月	
CAD製図基準		令和7年12月	
CAD製図基準	[電気通信設備編]	平成29年3月	
CAD製図基準	[機械設備工事編]	平成29年3月	
測量成果電子納品要領		令和6年3月	
地質・土質調査成果電子納品要領	本編、付属資料	平成28年10月	
デジタル写真管理情報基準		令和5年3月	
電子納品運用ガイドライン			
	[業務編]	令和6年3月	
	[測量編]	令和7年12月	
	[地質・土質調査編]	平成30年3月	
電子納品運用ガイドライン	[電気通信設備業務編]	令和6年3月	
電子納品運用ガイドライン	[機械設備工事編【業務】]	令和6年3月	
CAD製図基準に関するガイドライン		令和7年12月	
CAD製図基準に関する運用ガイドライン	[電気通信設備編]	平成29年3月	
CAD製図基準に関する運用ガイドライン	[機械設備工事編]	平成29年3月	

(別表2)

電子納品対象資料	作成者
打合せ記録簿 ※	受注者
成果品	受注者

※ 打合せ記録簿は押印したものを正として紙で提出し、電子化して納品するものは電子印などの押印の必要はありません。

## 電子納品対象業務委託（土木）特記仕様書

- 1 本業務委託は、電子納品対象業務委託（土木）であり、調査、測量、設計などの各業務の最終成果を電子データで納品するものである。ここでいう電子データとは、別表 1 に示す各種電子納品要領（案）等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2 実施内容は以下のとおりとする。
  - 1) 電子納品の対象とする資料の範囲は、別表 2 に示すとおりとする。
  - 2) 上記の電子納品対象資料を、電子媒体（CD-R）で 1 部納品する。  
ただし、土質調査業務委託の場合は 2 部納品する。
  - 3) 電子媒体内容と同様なもの等を印刷製本した紙ベースの成果 1 部を納品する。
- 3 業務着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。
- 4 発注者が行う電子納品に関する調査について協力を行うものとする。
- 5 成果品の提出の際は、以下の項目を確認するものとする。
  - 1) 電子納品チェックシステムによるチェックを行いエラーがないことを確認すること。  
入手先：[http://www.cals-ed.go.jp/edc\\_download/](http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/)（土木）
  - 2) 最新のウィルスチェックソフトで、提出物にウィルスが混入していないことを確認すること。
- 6 原本性の確保
  - 1) 電子納品の媒体は CD-R を利用することとする。
  - 2) 受注者は、電子媒体の内容の原本性を証明するために電子媒体納品書に署名捺印の上、電子媒体と共に提出するものとする。
- 7 土質調査業務委託等でボーリングデータの成果がある場合には、別紙の総括様式を作成して紙で出力したもの 1 部を併せて納品すること。

(別表 1)

名 称	摘 要	
金沢市電子納品の手引き(案)[業務委託編]	平成 28 年 4 月	金沢市
石川県電子納品ガイドライン	令和 4 年 4 月	石川県
土木設計業務等の電子納品要領	平成 28 年 3 月	国土交通省
土木設計業務等の電子納品要領 [電気通信設備編]	平成 28 年 3 月	
土木設計業務等の電子納品要領 [機械設備工事編]	平成 28 年 3 月	
CAD製図基準	平成 29 年 3 月	
CAD製図基準 [電気通信設備編]	平成 29 年 3 月	
CAD製図基準 [機械設備工事編]	平成 29 年 3 月	
測量成果電子納品要領	平成 28 年 3 月	
地質・土質調査成果電子納品要領 本編、付属資料	平成 28 年 10 月	
デジタル写真管理情報基準	平成 28 年 3 月	
電子納品運用ガイドライン		
[業務編]	平成 28 年 3 月	
[測量編]	平成 28 年 3 月	
[地質・土質調査編]	平成 28 年 12 月	
電子納品運用ガイドライン [電気通信設備業務編]	平成 28 年 3 月	
電子納品運用ガイドライン [機械設備工事編【業務】]	平成 28 年 3 月	
CAD製図基準に関するガイドライン	平成 29 年 3 月	
CAD製図基準に関する運用ガイドライン [電気通信設備編]	平成 29 年 3 月	
CAD製図基準に関する運用ガイドライン [機械設備工事編]	平成 29 年 3 月	

(別表 2)

電子納品対象資料	作成者
打合せ記録簿 ※	受注者
成果品	受注者

※ 打合せ記録簿は押印したものを正として紙で提出し、電子化して納品するものは電子印などの押印の必要はありません。

付記：令和 4 年 5 月改訂

# 道路管理課委託業務成果品作成要領

1 成果品としては、別途に特別の指示がない場合、報告書、図面を各1部提出するものとし、報告書、図面各1部については別途受託業者において保管するものとする。また、監督員の指示がある場合、必要に応じて野帳を提出するものとする。

2 報告書、図面等の規格については下記のとおりとする。

## ①報告書

(ア) 報告書のサイズは、A4版を原則とし、成果品一切を一緒にとじ込むものとする。また、報告書および製本図面の表紙の色については監督員の指示による。なお、令和8年度は、下記の色とする。(黒は不可)

採用色	マンセル値	色
	2.5YR7/10	橙色近似色
○	2.5BG6/6	緑色近似色
	2.5YR7.5/1.5	うす茶色近似色
	2.5Y8/12	黄色近似色
	7.5P6/4	うす紫色近似色

- (イ) 図面等は、A1折り込み図及びA3版に縮小したものを折り込み製本したものとする。また、図袋等には様式(1)の図面目録を貼り付けるものとする。
- (ウ) 背表紙には、様式(2)のタイトルを明示するものとする。
- (エ) 背表紙の材質、タイトルの文字については特別に指定しないものとする。
- (オ) なお、これらを一つにまとめるような箱に入れる必要はないものとする。

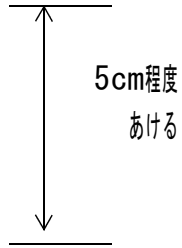
## ②発注図書

委託期間完了後においても、監督員の指示に従い、別途発注図書(図面及び数量計算書)を必要部数用意するものとする。ただし、委託期間完了後において分割発注する場合は、対象外とする。

3 業務委託における最終成果は、電子データで納品するものとする。ここでいう電子データとは、「電子納品対象業務委託(土木)特記仕様書」で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指すものとし、特記仕様書の実施内容に従って、監督員に提出するものとする。

様式(2) (記載例)

令和△年度  
◇◇町地内道路改良工事に伴う測量設計業務委託報告書  
〇〇コンサルタント  
金沢市道路管理課



様式(1) (記載例)

◇◇町地内道路改良工事に伴う測量設計業務委託	
図 面 目 録	
1. 平面図	3枚
2. 縦断図	2枚
3. 横断図	15枚
4. 標準横断図	1枚
5. 構造図	6枚
計	27枚